

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そ)

別表

市町村別民生委員定数表

ついて)の一部を次のように改正し、昭和四十三年十二月一日から施行する。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石破

二朗

別表を次のように改める。

鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	岩美町	國府町	福部村	八頭郡	郡家町	船岡町	河原町	八東町	若桜町	用瀬町
一一〇	一七九	二一〇	二〇〇	一八	六三	四六	二八	一五	二八	三三	一九	三三	一九
佐治村	智頭町	氣高郡	鹿野町	青谷町	泊村	羽合町	東郷町	北条町	関金町	三朝町	大栄町	東伯町	大東町
二六	二八	二六	二八	二三	二一	二八	二七	二八	二八	二七	二一	二〇	二二
赤崎町	西伯郡	赤崎町	西伯郡	岸本町	日吉津村	淀江町	名和町	中山町	大山町	日南町	溝口町	江府町	日野町

鳥取県告示第六百九十二号

昭和三十七年十月鳥取県告示第五百七十四号(市町村別民生委員定数に

鳥取県告示第六百九十三号

00279

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
森 正 宣	米子市昭和町一〇四の一	鳥医 一、三九五	昭和四十三年十月一日
		"	三日

鳥取県告示第六百九十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町大字舟場字ヒヤ谷六二一から六二六まで、字大ソバ六三〇、六三〇の第一、六三一の一、六三二の一、六三二の二、六三三、六三三の第一、六三四から六三七まで、字フドフ滝六三八、六三九の一、六三九の二、字小ソバ尻六四〇、六四〇の内第一、六四一、六四三、字小ソバ谷六四四、六四五、字馬ノ瀬平ラ六四六、六四八から六五〇まで、字源右衛門草里六五五、六五六の一から六五六の四まで、六五七、六五八、字山伏谷六五九から六六二まで、

字鉢山六六三の一から六六三の五まで、字古崎西六六四、六六五の一から六六五の三まで、六六六、字芋塔六六七、六六八、字上ミ後口六六九、六七〇、六七〇の内第一、六七一、六七二、字中後口六七三から六八〇まで、字下後口六八一、字下モ後口六八二から六八五まで、六八六の一、六八六の二、六八七、六八七の内第一、六八八、六八九、六八九の内第一、六九〇、六九一、六九一の第一、六九三から六九五まで、字一ノ具六九六の一、六九六の二、六九七から七〇三まで、七〇四の第一、七〇五、七〇五の一、字山ノ神廻り七〇六の六、七〇六の七、七一一から七一三まで、七一八、七一九、字三井平ラ七二一から七二四まで、字柳ノ谷七二五から七三六まで、字屋敷ノ谷七三七、七三八、字石谷七五八、七五九、七六〇の一、字カツラ谷七六一から七七一まで、字ハカ谷七九九から八〇七まで、字カクレ塔九〇八、字ウルシ谷九五〇から九五三まで、字牛谷九五七、九六二の一、九六三から九七二まで、字梅ノ子塔ノ向九八一から九八三まで、九八四の一、九八五の一、字カネガツラ九八六、九八七、九八八の一、九八八の二、九八九から九九一まで、九九二の一、字横ウス山一〇〇一から一〇〇三まで、一〇〇三の内第一、字奥カネガツラ一〇〇四、字六良谷一〇〇五の一から一〇〇五の三まで、字奥名ナシ一〇〇六、一〇〇七、一〇〇七の内第一、字正土ケ平ラ一〇〇八、一〇〇九、一〇〇九の内第一、一〇一〇から一〇一三まで、字越シ女一〇一四、一〇一五、字篠平ラ河原一〇一六、一〇一六の内第一、一〇一六の内第二、一〇一七、一〇一七の内第一から一〇一七の内第三まで、一〇一八の一、一〇一八の二、字篠平ラ一〇一九、字古崎東一〇二一の一、字首切レ谷一〇

二三、一〇一三、一〇一四の一、一〇一四の第一、一〇一四の二、
字代官屋草里一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六の一、一〇一
六の内第一、一〇一六の二、一〇一七の一、一〇一七の二、一〇一
八の一、一〇一八の第一、一〇一九の内第一、一〇一九の二、字エ
ビレ谷一〇三二の一、一〇三三、一〇三四の一、一〇三四の二、一
〇三五、一〇三六、字下モ名ナシ一〇三七から一〇四一、一〇四一
の内第一、字堀収谷一〇四五から一〇五〇まで、字奥峰ノ子一〇五
一から一〇五五まで

(2) 指定の目的

(3) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 立木に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、日野地域森林計
画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとす
る。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 (1) 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町大字金持字朝刈一〇一三の一、一〇一三の三、一〇
一四の五、一〇一四の六、一〇一四の一二から一〇一四の八四まで、
一〇一七、一〇一九、一〇三〇の二から一〇三〇の二〇まで、一〇
三一の一から一〇三一の二四まで、字水ノ元一八四から一八七
まで、一九四から二〇〇まで、一一〇一の一、一二〇一の一、
一二〇一、一二〇一、一二一四から一一六まで、字長樋一一一
から一二四まで、一二七の一、一二七の二、一二八の一、
一二八の二、一二九から一二三まで、一二三の一から一二
三三の六まで、一二三四の一、一二三四の二、一二五から一二三
九まで、字ホラ谷一二九八から一三〇二まで、字上ミ大塔一四〇七
から一四二四まで、字茗荷谷一六四〇から一六五二まで、一六五三
の一から一六五三の九まで、一六五四の一から一六五四の四まで、
一六五五から一六五八まで、一六六一の一、一六六一の二、一六六
二から一六六四まで、「六六五の一、一六六五の二、一六六六から
一六六八まで、一六六九の一、一六七〇の一、一六七一から一六八
三まで、大字板井原字下モ山ノ向一七の一、一七の二

(2) 指定の目的

(3) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 立木に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、日野地域森林計
画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとす
る。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

日野郡日野町大字金持字寸ヶ平五、六、八の一から八の九まで、一五の一から一五の八まで、一六から一八まで、字ノメラ谷下モ平三六から三八まで、字荒神ノ前四〇から四四まで、四六、四七、字妙見谷四八の一、四八の二、五〇から五五まで、五七から六四まで、六六から六八まで、字梨子ノ木畠二一九から二二六まで、字湯谷上ミ平二三三の一、一二三二の一、一二三三、二三四の一から二三四の三まで、一二三五、二三六、字中山三九七の一から三九七の五まで、字野谷八三三の一から八三三の一まで、八三三の一から八三三の一二まで、八三四の一から八三四の一三まで、八三五の一、八三五の一から八三五の九八まで、八三九から八四一まで、字平ル畠右九一一の一から九一一の一一まで、九一二の一、九一二の四、九一二、九の六から九一二の八まで、九一二の一から九一二の一六まで、九一二の一八から九一二の六〇まで、九一三

(二) 指定の目的

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をことができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

四 (一)

保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町大字下菅字梅ノ木塙一の一、一の二、一の八、字赤ハゲ谷二三の一、一三の二、字ヒヨウゲ谷一一〇の一、一一〇の一、一一〇の二〇から一一〇の二六まで、字麦ケ谷一四二の一から一四二の一六まで、字代々奥谷一四三、一四三の一、一四四、字杉ケ谷二七五の二、二七六、二七七、字ヘイサコ二七八、字セドノ谷三六四、三六五、字鉢谷三六六の一から三六六の二一まで、三六六の二九、字小炭谷三六七の一から三六七の一二まで、字黒谷三六八、三六九、字ナメラ谷三七〇の一、大字小原字山神谷二八八、二九〇、二九一の一、二九一の二、二九二、二九三、二九四の二から二九四の五まで、字小原家ノ上ニ二九九から三〇三まで、字大空五四七の一、五四七の一八、字小原山六一七、字一ノ谷六七四から六七七まで、大字中菅字滝山五七八、大字榎市字ランバ谷七八二、七八四、七八六から七九一まで、七九三、七九四の一、七九四の二、七九五から七九八まで、字榎市ノ上ヘ八三三、八三四、字ヒサシ谷八四一の一から八四一の三まで、八四三、八四四、八四六、字竹ノ谷八八〇から八八三まで、字長畠奥九五四、九五四の第一、九五五から九五七まで、九五九から九六一まで、九六三、九六四、九六四の第一、九六五、字イモ畠九七七の一、九七七の二、九七八、九七九、九八〇の一、九八〇の二、九八一、九八二、九八五、大字別所字本谷一二七八の一、一二七八の九から一二七八の一五まで、一二七八の一七から一二七八の二一まで、大字門谷字本谷ノ三、八〇六の二、字アチ谷ノ三九〇四、字六郎谷ノ武九五七、字六郎谷ノ三九五八、字六郎谷ノ四、九五九から九六一まで、字峠谷西平九六二

- (一) の一、九六二の三、九六三、字峠谷東平九六四の一、九六四の三から九六四の五まで、九六五、大字本郷字長塙尻一七一五、字鍛治屋原ノ上ミ一八五一の一、一八五一の三、字岩田山一八五三、字岩田奥一八五四、字南谷ヒナ平一九七一、字南谷山尻一九七二、字南谷山一九七三の一、一九七三の一、字南谷陰地平一九七四
- (二) 指定の目的
- 1 水源のかん養
- (1) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をできる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 3 次のとおりとする。
- 4 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 5 (一) 保安林予定森林の所在場所
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をできる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 6 (一) 保安林予定森林の所在場所
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をできる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 7 立木の伐採の方法
- (1) 指定の目的
- 1 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をできる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字北谷南谷七五七の三九から七五七の四一ま

で(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)七五七の一〇〇、

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十二日

土地					区分		地 区 名			農 地 法		
							市 所 在 地			(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、農林大臣が土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。		
							町 团					
富	彦	夜	和	崎	米	子	市	所	在	地	農	地
益	名	見	田	津	一	予	市	所	在	地	農	地
セ	セ	セ	セ	セ	セ	定	セ	セ	セ	セ	セ	セ
六	六	六	六	六	六	完	セ	セ	セ	セ	セ	セ
水	水	水	水	水	水	予	セ	セ	セ	セ	セ	セ
路	路	路	路	路	路	定	セ	セ	セ	セ	セ	セ
セ	セ	セ	セ	セ	セ	面積	セ	セ	セ	セ	セ	セ
六	六	六	六	六	六	(一)	セ	セ	セ	セ	セ	セ
水	水	水	水	水	水	面積	セ	セ	セ	セ	セ	セ
路	路	路	路	路	路	面積	セ	セ	セ	セ	セ	セ

鳥取県告示第六百九十七号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、農林大臣が土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町大字板井原字峰根山七二八の一二、七二八の一六(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由
水源のかん養
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十九号

昭和四十三年七月三十一日付けで鳥取市野坂二二一番地 山本安雄ほか
七十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及

鳥取県告示第六百九十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月十六日から用途廢止した。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方 メー ト ル)	用 途
鳥取市小沢見字長田尻五七七八一番地先から五七八ノ一一番地先まで	七二一・八六		
五七九ノ一一番地先	二三八・八九		
"	道路敷		

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十九日	倉 吉 市	各 鶏 舎
三十日	羽 合 町	"
三十一日	倉 吉 市	"

鳥取県告示第七百一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月十六日から用途廃止した。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方 メートル)	面 (平方 メートル)	用 途
"	氣高郡氣高町大字勝見字乘御前六番地先から三三ノ一番地先まで	二三・八八	"	水路敷
"	三三ノ一番地先	一三・四四	"	"

鳥取県告示第七百二号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月十六日から用途廃止した。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方 メートル)	面 (平方 メートル)	用 途
鳥取市大代字八反田七七ノ一番地先から	"	"	"	"
吉方一四ノ一番地先から	"	"	"	"
新字大石橋一一番地先	"	"	"	"
吉方三二ノ一番地先から	"	"	"	"
三二ノ一番地先から	"	"	"	"
六〇ノ一番地先まで	"	"	"	"
六〇ノ二番地先	"	"	"	"
新字大石橋一七番地先	"	"	"	"

鳥取県告示第七百三号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月十六日から用途廃止した。

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方 メートル)	面 (平方 メートル)	用 途
"	米子市東福原字屋敷通西境碧苔ノ三番地先まで	四二・七四	"	水路敷
"	"	"	"	"

鳥取県公安委員会告示第六十六号
風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

00286

第3981号 (第三種郵便物認可)

9 昭和43年10月22日 火曜日

昭和四十三年十月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

聴聞の期日及び場所

昭和四十三年十月三十一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

11 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市元町一丁目一番地	米 田 秀 子
鳥取市瓦町二丁目の二番地	荒 川 美 恵 子
鳥取市東品治町一の四番地	田 中 弥 生

公 告

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により昭和43年9月に行なつた保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和43年10月22日

鳥取県知事 石 破 二 朗

佐 伯 しのぶ	作 野 昌 子	伊 吹 富 美 子
船 越 鮎 子	大 西 康 子	山 中 道 子
田 俊 子	竹 本 登 志 子	木 田 麗 子
田 中 弥 恵 子		